

文化審議会著作権分科会（第64回）（第22期第1回）における意見の概要 （法制度小委員会関係部分）

◆ 簡素で一元的な権利処理の仕組みについて

（全般）

- ・簡素で一元的な権利処理の仕組みを実現するのは非常にハードルの高い立法ではあるが、デジタル時代における権利処理という諸外国も抱える問題について、理論的・現実的に可能な最大限のことに取り組むチャレンジだと思うため、良い形での実現を願う。
- ・利用態様によっては、権利者の探索に利用料と比べて高いコストがかかっているという点は、改善すべきだろうということで、今回の方向性はすばらしいものである。
- ・権利処理の時間やコストが少なくなることによって生み出された利益は権利者の方に適切な対価がきちんと還元され、利用する側にとっては利用しやすくなる。この実現により、著作物の創作と流通が活発に行われていくことに今後期待したい。
- ・簡素で一元的な権利処理方策について、乗り越えるべきハードルはあるものの、権利者の利益と利用者の使い勝手の両方に十分に配慮された制度として立ち上げることができれば、著作権制度のわかりやすさや使い勝手の観点からも、非常に望ましい。
- ・著作物等を使いたい人が、手続において迷子にならず、最終的に著作物を使えるように、窓口組織がコンシェルジュのような役割を果たして、著作物の利用円滑化を図り、それにより権利者にも対価が回ることを目指す取組であると理解している。
- ・D X時代の著作権制度を考える際、著作物の権利者も利用者も多種多様であるというところが難しい点であるが、どこにニーズがあるのか、その仕組みを誰が使うのかという点に時々立ち返りながら検討をしていくことが必要。
- ・D X時代を意識した新しい法制度について、簡素化・一元化を目指した法制度というのを丁寧に議論すべきであり、知的財産推進計画等の記載も意識していくべき。
- ・D X時代の著作権制度や文化D Xについては、少し高い視座、将来的な方向性をじっくりと踏まえて考えながら、目先の制度設計のあるべき姿を議論しなければならないと考える。

（制度の考え方）

- ・権利者に権利行使の意思と自己の所在についてフラグを立ててもらい、それがない限りは新しい権利処理の仕組みに移行するということだが、決して権利を弱めることを目的

とするものではないと考える。権利者に最低限の負担を課すことで、コストを大幅に節約しその分創作活動に回すことができる。デジタルコンテンツは大量処理が可能というのも非常に重要な変革であるが、著作権制度が足かせになってできないといった事態をかなり解消し、さらにそうすることでできた余裕で、保護すべきものにむしろしっかりとした保護を与えることができるということも考える必要がある。

- ・「十分な使用料相当額」については、99%以上出現してこないと思われる権利者全てに対して十分な使用料額を支払うことを前提とする制度ではなく、供託が必要だということになっても、出現率を加味した保険的なものとして運用すべきである。そして、金銭的な余裕ができた分、コンテンツの検索に回していただき、ひいては、保護すべき権利者への利用料に回すというような好循環となると考える。
- ・新しい権利処理の仕組みの対象に権利者不明もしくは連絡先不明の著作物も含まれているが、権利者団体においてオーファン作品の裁定申請に関わる研究を行っていた際に、裁定申請の代理とこれを実施する仕組みの維持のための経費が大きな課題となった。具体的に方策をとれたら良い。
- ・権利者不明か否か、集中管理されているか否かが、新しい権利処理の仕組みの対象の判断につながるため、データベースにどれだけ情報が反映されるのかということが重要になる。権利者が実際にいる場合に不明と判断されないようにする、そのリスクやコストをどういうふうに捉えるのかという点でも、このデータベースは非常に重要。
- ・個別許諾の意思表示が確実にある場合だけが権利者からの直接許諾になり、意思表示なしや連絡が取れないものが新しい権利処理の対象になるため、それらをどのように、どのくらいの幅で考えるかによって、新しい権利処理の仕組みに早く移行できるのかに関わる。

(利用場面・ニーズ)

- ・簡素で一元的な権利処理の制度によって、大量に保存している写真や動画等の過去の資料のネット配信ができるようになれば、より研究などに利用しやすくなるため、制度に大いに期待したい。
- ・過去の放送番組の流通、活用に当たっては、ともすれば権利者へお支払いする使用料よりも権利処理のコストのほうがかかってしまうという実態があり、過去のコンテンツや放送番組の流通促進に当たっては、このコストの削減が鍵となる。分野を横断する一元的な窓口や、データベースの実現により、これまでよりも早く権利者にたどり着き、探索にかかる手間やコストが大幅に削減できることに期待。また、権利者を探すコストや、

集中管理されていない著作物の取引コストについても、権利者の意思表示をもって利用可能とするような新しい権利処理の仕組みができること、これによってそれらのコストが削減されることについても期待したい。

(権利者・既存ビジネスへの配慮)

- ・書籍・出版物については、出版社と権利者の間で出版契約を結び、出版権を設定して発行しているが、書籍・出版物には、著者以外にもイラストや表など様々な著作物が掲載されており、様々な著作物の著作権者が関わっている。そのため、著作権の一元的な窓口のような役割をこれまでも出版社が担っている側面がある。分野を横断する窓口の構築やシステム化に当たっては、検討に協力をして既存のビジネスに配慮した上でうまく交通整理をしていきたい。
- ・ヨーロッパ等で制度として先例があるとはいえ、権利者、経営者団体は過度に許諾の可能性が制限されるようなことにならないかと懸念を持たれる方も非常に多かった。また著作権もそれぞれの業界に様々な形のビジネスモデルがあるため、既存のビジネスモデルや許諾の可能性を過度に制限するようなことにならないよう、新たな権利処理の仕組みの両立も含めて検討が進められることを願う。
- ・新聞記事の場合は、個々の新聞社に連絡すれば即座に許諾などの対応ができる他、主要新聞社は著作権の管理の一部を複製権センターに委託している。また、主要各種を網羅した記事・データベースや、各社を横断する権利処理済みのクリッピングサービスもある。新聞記事は、拡大集中許諾制度のような新しい権利処理の対象にはならないと考えている。

(環境整備)

- ・知的財産推進計画2022の分野横断権利情報データベースに関する項目で触れられているように、持続的に存続するためのビジネスモデルを検討し、ニーズのある分野を取り扱うといった整理は適切だと考える。簡素で一元的な権利処理を行う窓口組織の仕組みについても同じ考え方があってもよいと考える。
- ・音楽分野は既に権利情報集約的なデータベース（音楽権利情報検索ナビ）を構築し、検索利用に供するという事で1,000万曲以上のデータを公開している。データベースについては長年の知見があるので、その知見も提供し、協力したい。
- ・UGCのクリエイターの情報のデータベースへの集約について、動画サイトにアップロードする行為がシームレスにデータベースへの登録につながる仕組みを構築する必要性

がある。

- ・制度に関する啓蒙をクリエイターとプロのコンテンツ使用者に対して行うべき。特に今現在ネットで活躍されている方もプロフェッショナルであり、彼らがその楽曲で生計を立てているということを、放送局の方も含めて、コンテンツ使用者の方にも理解していただくべき。
- ・UGCのコンテンツは、一般の方が2次創作を含めて他のSNSサイトにアップロードすることで収益を稼いでいるという場合が結構多いため、そういった他の動画配信サイトやSNSで利用された場合に、利用が把握でき、その動画配信サイトから対価を徴収し、それをクリエイターに還元する仕組みが必要である。

◆ DX時代に対応する基盤としての著作権制度・政策について

- ・著作権法第42条の立法・行政の内部資料利用について、公衆送信を可能にする改正について、今年3月の著作権分科会に報告された法制度小委員会の審議経過では、現行法下での複製で許容される範囲での公衆送信に限定した検討や、ライセンス市場などの既存ビジネスを阻害しないよう対象を限定した検討が必要であり、内部資料の解釈については、周知を徹底する必要があるなどと記された。これは立法・行政目的の利用範囲が限定されているということや、民間のライセンス市場に悪影響を与えてはいけないことを表明していると言え、評価し得る。

新聞については、ほとんどの中央省庁と多くの自治体が、全国紙各社などと記事利用のクリッピング契約を結んでいて、相当額の市場を形成している。このクリッピングが行政目的による公衆送信に含まれるという誤解、拡大解釈が今後生じないよう、引き続き慎重な審議を求めたい。

◆ その他

(Web3.0、メタバース等)

- ・Web3.0やメタバースについて、著作権制度は一面、それらにおけるビジネスの展開に適した制度にもなっているが、課題についても精査が必要。
- ・メディアコンテンツの分野においては、日本は世界を相手にしっかりと勝負できる実力は十分に持っている。政府の方針にあるメタバースやブロックチェーン、NFTの活用などは、既に世界中で技術革新や社会実装が進んでおり、プレーヤーも増加していることを考えると、日本ものんびりとしてはいられない状況にあり、この分野に精通する専門家の方を交えて、早急に検討に着手すべき。

(ソフトローの活用・契約法)

- ・DX時代における世の中のスピードを踏まえると、ソフトローの形成が重要
- ・ヨーロッパのデジタル単一市場に関する著作権指令やその後の動きに見られるような契約の適正化を図るための立法について、日本では現実的には難しいと考えるが、問題意識としては持っておくことが必要。

(以上)